

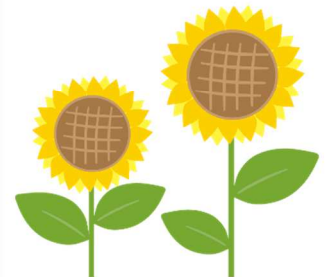
エイワ税理士法人 事務所ニュース

エイワ税理士法人

小諸事務所 長野県小諸市荒町 1-5-7
TEL : 0267-23-1881
FAX : 0267-23-4466
ホームページ <http://www.eiwa-tax.com/>

株式会社英和コンサルティング

小諸本店 長野県小諸市荒町 1-5-7
TEL : 0267-46-8750
FAX : 0267-23-4466
東京事務所 東京都港区西新橋 1-22-14 10F
TEL : 03-6273-3672
FAX : 03-6273-3673
長野事務所 長野市大字南長野西後町 1555
クレスビル 302
TEL : 026-219-3840
FAX : 026-219-3841



【東御市民病院】

(作：堀田光彦氏 東御市文化係 地域おこし協力隊)

8 月

No202

- ・ 所長より「アフターコロナに向けて」…………… P 1
- ・ グループ通算制度の概要…………… P 3
- ・ ワクチン職域接種費用の取扱い ～税務上の取扱いが公表～ …… P 6
- ・ 長野県新型コロナ中小企業者等特別応援金の申請が始まりました… P 7
- ・ 適格請求書発行事業者の登録申請が始まります…………… P 8
- ・ 育児・介護休業法等の改正 ～男性も育児休業が取りやすくなります～ …… P 10
- ・ 所在不明株主からの株式買取りが1年に短縮…………… P 12
- ・ 私の履歴書 ～その9～ …… P 13
- 事務所カレンダー・編集後記…………… P 15



1．ウッドショック

7月19日公表の経済産業省HPでの「**新型コロナがもたらす供給制約：ウッドショックの影響**」では、アメリカでのリモートワークの影響で自宅新築が2015年対比で140～160%増加し、これに山火事や虫害、製材所の休業、さらに世界的な建築用木材の不足の結果、木材価格高騰が引き起こされているとのレポートが報告されています。

国内の丸太・製材ともに5月段階で130～140%の値上がりとなっており、年末にかけて2倍程度まで上昇するのでは？との見方もあります。特に新築住宅では7割が輸入材であり、建築価格の大幅な上昇だけでなく、梁に使用する米松が全く無く、工事自体がストップしている状況です。従って新築住宅着工率も大幅に下がり、コロナ禍での地方経済に大きな影響を及ぼしそうです。

しかし、6月に入ってアメリカの木材バブルがはじけ、木材価格は前月比50%以上下落したとのこと。ただ日本への波及は半年以上後なので年内の解決は難しそうです。



2．オリンピック後不況は迷信か？

オリンピックに向けた公共・民間投資が一服することから、オリンピック後は不況が来るということが常に言われております。特に北京オリンピックの時に巷で言われました。しかし実際には過去30年の各国のオリンピック後を見ても、ギリシャ以外は投資が一服することは事実としても、不況ほどにはなっていないため迷信では？と言われてています。

今回の日本の場合は、投資は2020年に終わっており、昨年に影響があるはずでした。しかし1年の延期と新型コロナ不況が重なり、昨年は大不況であったわけですが大型金融緩和で乗り切っています。

問題は、各地方自治体が新型コロナ対策で**基金を相当使い果たしている**ことです。

このため、災害復旧費以外の公共投資は大幅なカットが想定されます。地方経済を支える**住宅産業がウッドショックで、公共事業は基金枯渇で**当面の先行きが不透明である以上、今回だけはオリンピック後不況は高率で発生すると思います。

3．予算不足で悲鳴を上げる地方自治体

昨年のプレジデント12月号の記事によると、「**兵庫県**では2,000億円の税収不足で義務的経費さえ予算化できない。**神奈川県**では1,100億円の予算不足が発生、県主催のイベントと建設事業は原則ストップ。**京都市**は夕張市以降の“財政再生団体”への転落1歩手前で、コロナ禍支援金の支給が出来ない状況」とのことでした。

東京都は4月の公表では約1兆円あった基金の99%を使い果たし、残りは1%の21億円しかない状況という衝撃の報道がありました。この8月の危機とオリンピック経費負担で大きな財政赤字団体へ転落したことは確実と思われます。

昨年の6月段階の調査では、47都道府県の約3兆円あった基金は3分の1が減少し、慌てた国が11月には1兆5千億円の地方創生臨時交付金を配り対応しました。現状の報告はまだ出てきていませんが、同じく10月頃には今年の自治体の6月現在の財政状況が報告されると思いま

すが、現状大変な状況だろうということは想定がつきます。来年の6月段階でほぼ全国の自治体の基金は、でこぼこはあっても、ほぼゼロ水準になるのではないのでしょうか？

4．ユウワベトナムの例

小諸市西原にあるプラスチック精密加工の株式会社ユウワのベトナム工場の最近の状況を社長にお聞きしました。以下はその内容です。

ベトナム・ホーチミン市は先月15日から、工業団地などに拠点を置く製造企業に対し、工場従業員の宿舎を確保するよう求め、**宿舎と工場間以外の移動を禁じる**新たな規制を導入したとのことです。同規制をクリアできない場合は生産の即時停止と工場の一時閉鎖を求める厳しい内容で、大手日系現地工場の多くが操業停止となっているようです。

これに対し、ユウワベトナムでは約600人の従業員がテントを設けて、工場で寝泊まりをして生産を続けているとのこと（添付写真のとおり）。素早くテントと食料品を買い揃え、対応した結果、周辺の工場の多くが閉鎖に追い込まれている中、生産の継続ができています。

日本では、そこまでの強制力で工場を閉鎖させることはできないし、**工場に寝泊まりしてでも生産継続する根性がある経営層と社員がいるのか？**と若いベトナムに脱帽します。

しかしユウワベトナムは例外であり、**東南アジア**では工場のロックダウンが続き、部品の供給停止が相当広範囲におこる可能性があります。

私が注目しているボトルネックは、部品の中でも2023年まで続くと言われている**半導体不足問題**ではありますが、それ以外でも常に何かが不足する状態は続くと思われます。

【写真】ユウワベトナムの現在の状況



5．コロナ不況業種が検討すべき課題

昨年4～6月に政策公庫・商工中金とコロナ制度資金で潤沢な金融資金が飲食・宿泊・観光・交通というコロナの影響を最も受けた業種を中心に、官民合わせて**40兆円**が貸し出されました。結果、昨年末で**融資残高が550兆円**と過去最高の金額となり、その大部分が**預金**となって預金残高は個人・法人とも過去最高額となっています。

ワクチン接種が進んではいますが、終息が見えない中、コロナ融資の3年の返済猶予期間の1年が経過し、あと1年半くらいには返済が開始されます。このことへの準備が必要です。

A．経営改善支援センター経由の支援策

405事業 ... 7～8年ほど前に始まった**経営改善計画策定支援事業**です。最大200万円の計画策定費用の補助金が出る制度ですが、コロナ対策として過去使用した企業も再度利用できるようになりました。

ポストコロナ持続的発展事業計画事業

... 上記の簡易版として、最大20万円の補助金が出ます。

B．再生支援協議会下での支援策

特例リスケジュール ... 一括して既存債務の元本返済猶予をする制度が延長しました。

DDS ... 既存の民間金融債務を劣後させ返済を停止する制度ですが、金融機関で貸倒引当が必要なためハードルは高いです。

第二会社方式 ... 重症な場合、会社分割で新会社を設立、特別清算で過剰債務を整理する手法です。また、連帯保証は連帯保証ガイドラインにより整理することが多いです。

C．その他スキーム

資本制借入金 ... 日本政策金融公庫の制度。新規融資で3年間は0.5%前後の金利ですが、利益が出れば配当と同じ考え方で2%を超える金利となります。

地域再生ファンド ... REVICと地銀等で組成したファンドを活用した再生。

日弁連の特定調停スキーム ... Bに比べ企業規模や債務額が小さい場合や、再生だけでなく廃業・清算にも対応している制度です。

M&Aによる第三者承継

上記のように、状況によりいくつかの選択肢がありますので、ご相談ください。



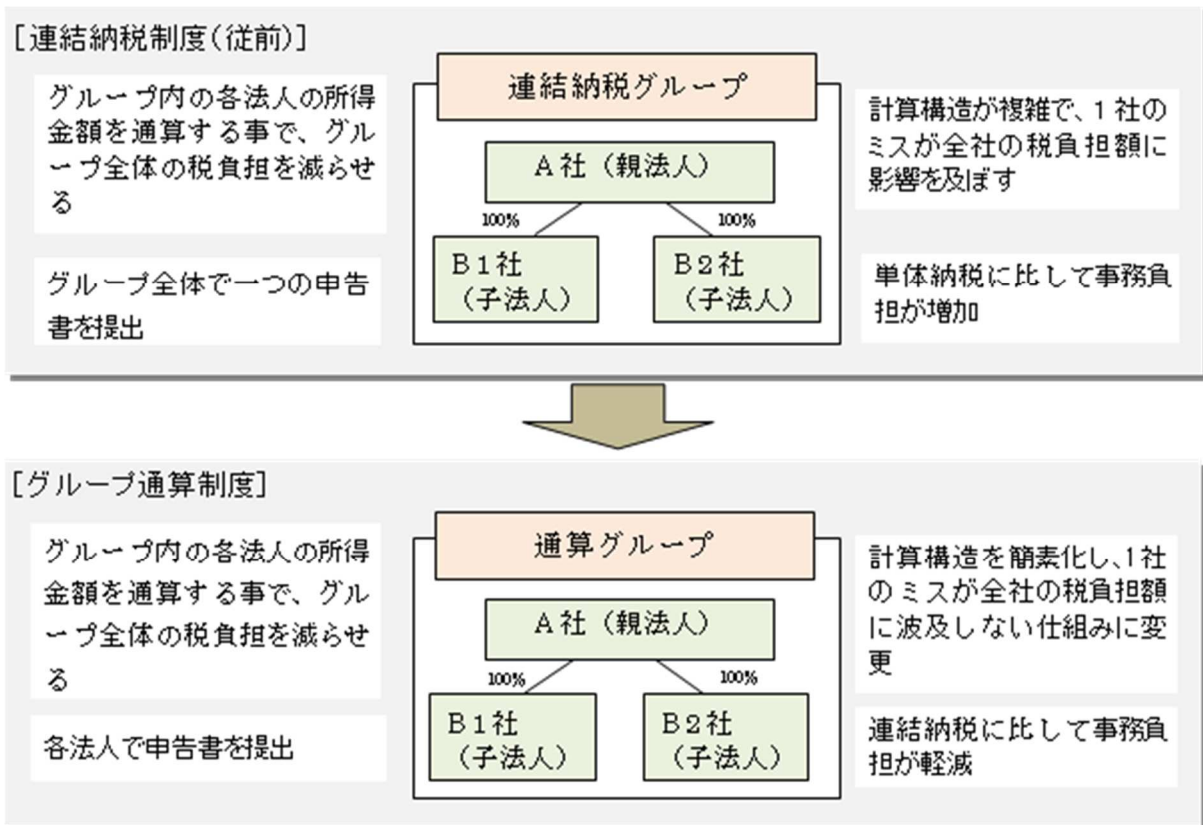
．グループ通算制度の概要

連結納税制度は平成14年に創設され運用されてきましたが、令和2年度税制改正で事務負担を軽減するという観点から、制度が抜本的に見直され「グループ通算制度」へと大幅に改正、令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用されることとなりました。

1. グループ通算制度

グループ通算制度とは、完全支配関係にある企業グループ内の各法人を納税単位として、各法人が個別に法人税額の計算及び申告を行い、その中で損益通算等の調整を行う制度です。

2. 連結納税制度とグループ通算制度の特徴



3. 適用法人

適用対象となる法人は、内国法人及びその内国法人との間にその内国法人による完全支配関係がある内国法人に限られます。(法 64 の 9)

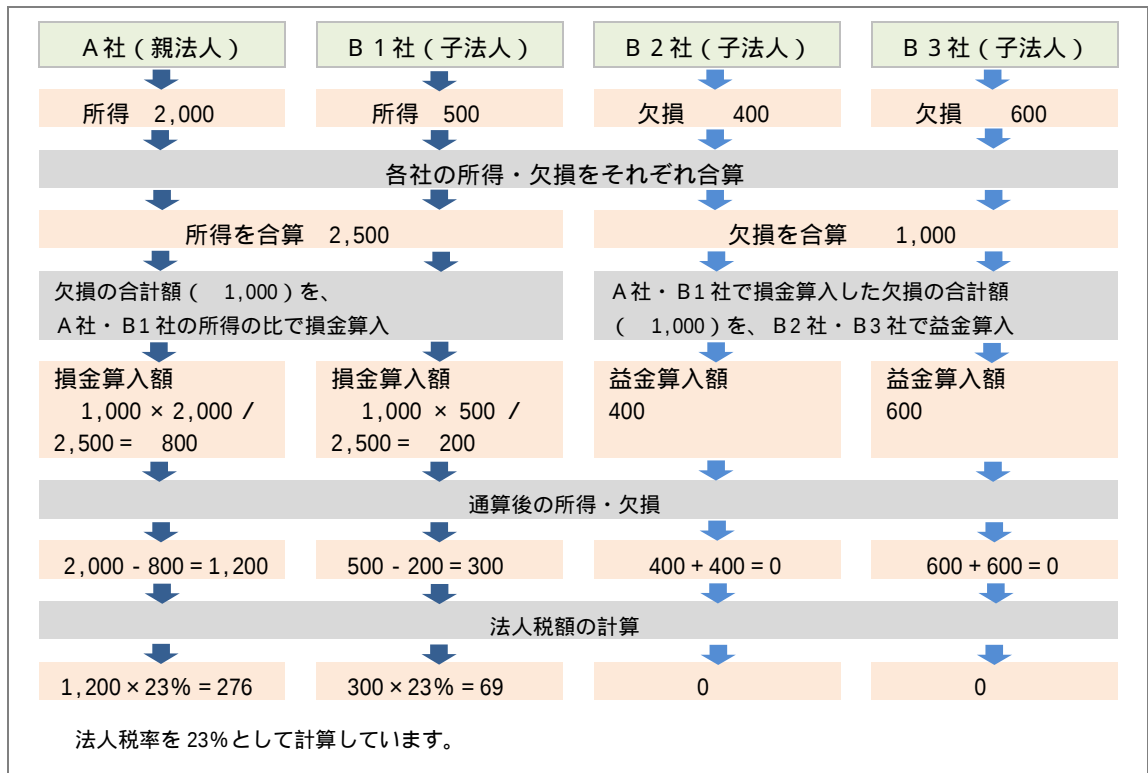
4. 適用方法

グループ通算制度は連結納税制度と同様に選択制で、親法人及び子法人が、グループ通算制度の承認を受けようとする場合には、原則としてその親法人のグループ通算制度の適用を受けようとする最初の事業年度開始の日の3月前の日までに、その親法人及び子法人の全ての連名で、承認申請書とその親法人の納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出し承認を受ける必要があります。(法 64 の 9)

既に連結納税制度を適用している企業グループの場合は、何ら手続きをすることなく、令和 4 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度からはグループ通算制度が適用されます。



5. グループ通算制度における計算イメージ



6. グループ通算制度の主な適用メリット

所得と欠損の通算によりグループ全体の法人税負担額を減少させることができる
 親法人・子法人の繰越欠損金を有効活用できる（一定の要件を満たす場合）
 グループ全体で計算する税額控除（外国税額控除、研究開発税制等）により、
 税負担が減少する場合がある
 特定同族会社の留保金課税について、損益通算により税負担額が減少する場合がある

7. グループ通算制度適用の判断ポイント



企業グループ間における損益通算を活用したいか
 単体では使い切れない繰越欠損金を有する法人が存在するか
 資産の時価評価及び繰越欠損金の切り捨てによる不利益が生じないか
 グループ全体で計算する税額控除（外国税額控除、研究開発税制等）を活用したいか
 中小法人の優遇措置が活用できるか
 繰延税金資産の回収可能性に大きな影響が生じないか
 制度採用に伴うコストや採用後のランニングコストが節税効果を上回らないか
 事務負担の増加は許容できるか 等

上記のとおりグループ通算制度の適用にあたっては、検討課題が多岐にわたり、税負担軽減額のシミュレーション、事務負担・コストの増加など慎重な判断が必要となります。制度採用をご検討の方は、当事務所担当者へお問い合わせ下さい。

（担当：監査部 1 課）



・ ワクチン職域接種費用の取扱い

～ 税務上の取扱いが公表 ～

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン職域接種の実施にあたって、接種会場の使用料、接種会場の設営費用、医師・看護師等の派遣を受けるための費用、接種会場の準備のために要する費用を会社が負担した場合の法人税、所得税の取扱いが国税庁から公表され、職域接種の対象者を、役員、従業員、従業員と同居する親族、関連会社の従業員、取引先の従業員、接種会場の近隣住民の希望者などとした場合の費用負担は、ワクチン接種による会社の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止「業務遂行上の著しい支障の防止」「業務遂行に必要な費用負担」と考えられることが示され、取扱いは下記ようになります。



法人税	会社が負担した職域接種の会場準備費用等を関連会社や取引先等に負担を求めないとしても、法人税法上の寄附金の額又は交際費の額のいずれかにも該当しない
所得税	会社が負担した会場費用等に関して、役員及び従業員に対する給与として課税することなく、また、これらの者以外の被接種者についても所得税の課税対象とならない
	役員及び従業員の接種会場までの交通費を支給した場合は、業務命令に基づき出張する場合の「旅費」と同等に考えられ、接種会場への交通費として相当な額であれば非課税とされる
	デジタルワクチン接種証明書の取得費用を会社が負担した場合、その証明を受けることが、会社の業務遂行上必要であると認められる場合には、役員及び従業員に対する給与に該当しない

参考：国税庁ＨＰ「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するＦＡＱ」(7/2 追加記載分より)
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/faq/index.htm>
(担当：監査部５課)





長野県新型コロナ中小企業者等特別応援金の 申請が始まりました

令和3年8月2日より長野県新型コロナ中小企業者等特別応援金の申請が始まっております。給付対象者や提出方法等についてご確認ください。

1. 概要

支給対象者	
【法人等】長野県内に本店等があり、長野県内で法人税を納税していること 【個人事業者】長野県内に住所があり、長野県内で事業収入等の確定申告を行っていること 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、2021年4月～6月のいずれかの月の事業収入等が、2019年または2020年の同じ月と比べて50%以上減少していること <u>国の月次支援金の4月～6月分を申請していないこと、また、今後も申請しないこと</u> (7月分以降の申請は除く) 公共法人・地方公共団体が50%以上出資する法人・政治団体に該当しないこと 被扶養者に該当しないこと	
支給金額（各者1回限り）	
法人等	上限額20万円
個人事業者	上限額10万円
支給金額 = (基準月の事業収入等) - (対象月の事業収入等) 1,000円未満切り捨て	
【対象月】2021年4月、5月または6月のいずれかの月のうち、2019年または2020年同月比で月間の事業収入等が50%以上減少している任意の月 【基準月】2019年または2020年における対象月と同じ月	
申請方法	
令和3年8月2日から令和3年9月30日（消印有効）までの間に簡易書留等の追跡確認ができる方法で事務局へ郵送にて提出	

詳細は県事務局ホームページをご参照頂くか、弊社法人担当者までお尋ね下さい。

また、国による「中小法人・個人事業者のための月次支援金」につきましても、対象期間が拡大され7月分（申請期間：8月1日から9月30日）及び8月分（申請期間：9月1日から10月31日）も対象となりました。支給対象となる事業者の方におかれましては申請漏れにならないようお気をつけ下さい。

参照：長野県新型コロナ中小企業者等特別応援金事業

<https://www.shinshu-ouen.jp/>

（担当：監査部2課）





・適格請求書発行事業者の登録申請が始まります

令和5年10月1日から、「適格請求書等保存方式」いわゆる「インボイス制度」が始まります。インボイス制度の開始まで約2年間ありますが、適格請求書発行事業者の登録申請は今年の10月からスタートしますので、今回はインボイス制度の概要と登録申請についてお伝え致します。

1. インボイス制度とは

令和5年10月以降、買い手が仕入税額控除の適用を受けるためには、売り手から交付を受けた「適格請求書」の保存が必要となる制度です。「適格請求書」とは売り手が、買い手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段であり、登録番号のほか、一定の事項が記載された請求書や納品書のことを言います。

2. 適格請求書発行事業者について

適格請求書を発行することができるのは、「適格請求書発行事業者」に限られます。また、適格請求書発行事業者となるためには、所轄税務署への登録申請を行い、登録を受ける必要があります。この登録を受けることができるのは、課税事業者に限られます。

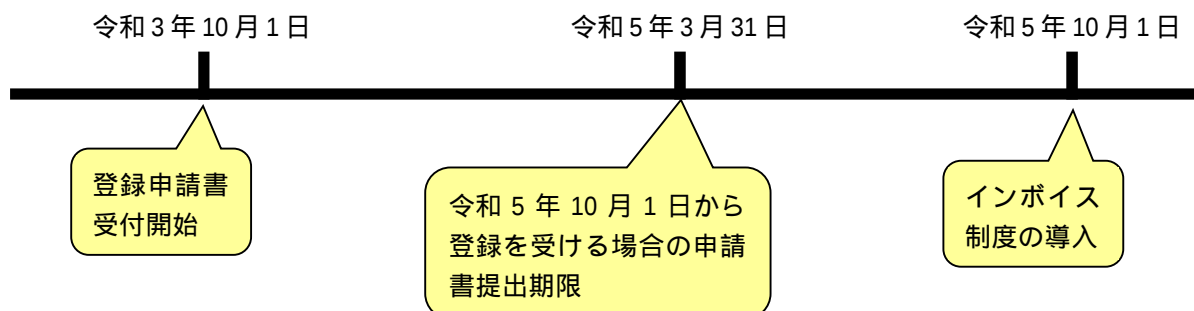
免税事業者との取引でも、令和8年10月1までは80%、令和11年10月1日までは50%の仕入税額控除ができる経過措置が設けられています。

3. 登録申請について

適格請求書発行事業者の登録を受けようとする事業者は、「適格請求書発行事業者の登録申請書」(以下、登録申請書)を税務署に提出し、登録されると「登録番号」が通知されます。

登録申請書は今年の10月から提出することができ、インボイス制度が導入される令和5年10月1日に登録を受けようとする事業者は、原則として令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。「適格請求書発行事業者」に登録した事業者の氏名や登録番号は登録簿に登載され、国税庁HPで公表されます。

登録申請のスケジュール



4. 免税事業者の登録手続き

適格請求書発行事業者の登録を受けることができるのは課税事業者に限られます。従って、

免税事業者が登録を受けるためには登録申請書と一緒に「課税事業者選択届出書」(以下、選択届出書)を提出する必要があります。ただし、令和5年10月1日から登録を受ける場合には、「選択届出書」は提出されたとみなされるため、提出は必要ありません。

また、登録日以降は課税事業者となるため、消費税の申告が必要となります。

免税事業者に係る登録の経過措置 (例：12月決算の場合)

令和4年12月期	令和5年12月期		令和6年12月期
	申請書提出 R5.3.31	登録日 R5.10.1	
免税事業者	免税事業者	適格請求書発行事業者 (課税事業者)	適格請求書発行事業者 (課税事業者)

令和5年10月1日に登録を受けるためには令和5年3月31日までに申請書を提出する必要があります。

5. 免税事業者に係る経過措置に対する簡易課税制度の届出の特例

「簡易課税制度選択届出書」の提出時期に関し、令和5年10月1日の属する課税期間に適格請求書発行事業者の登録を受ける場合で、免税事業者に係る登録の経過措置の適用を受ける事業者は、登録を受ける課税期間中に「簡易課税制度選択届出書」を提出すれば、課税事業者となる令和5年10月1日より簡易課税制度を適用することができます。

簡易課税制度の特例 (例：12月決算の場合)

令和4年12月期	令和5年12月期		令和6年12月期
	申請書提出 R5.3.31	登録日 R5.10.1	簡易課税適用
免税事業者	免税事業者	適格請求書発行事業者 (課税事業者)	適格請求書発行事業者 (課税事業者)
	簡易課税 選択届出書提出		

適格請求書発行事業者になるかどうかは、顧客や取引先によって判断することになります。判断が難しい場合やご質問等ございましたら、お気軽にご連絡ください。

登録申請書の提出期限まで約1年半の時間がありますので、焦らずに検討しましょう。



参考資料：国税庁 HP [適格請求書等保存方式の概要](#)

国税庁 HP [消費税軽減税率制度の手引き](#)

(担当：監査部5課)



・育児・介護休業法等の改正

～ 男性も育児休業が取りやすくなります ～

今回の法改正は、主に出産・育児などで労働者が離職することを防ぎ、男女ともに希望に応じて仕事と育児等を両立でき、柔軟な休業が取得できるように整備すること等を趣旨としています。特に男性の育児休業の取得を促進した内容となっております。



1. 育児・介護休業法等の改正の内容と施行時期

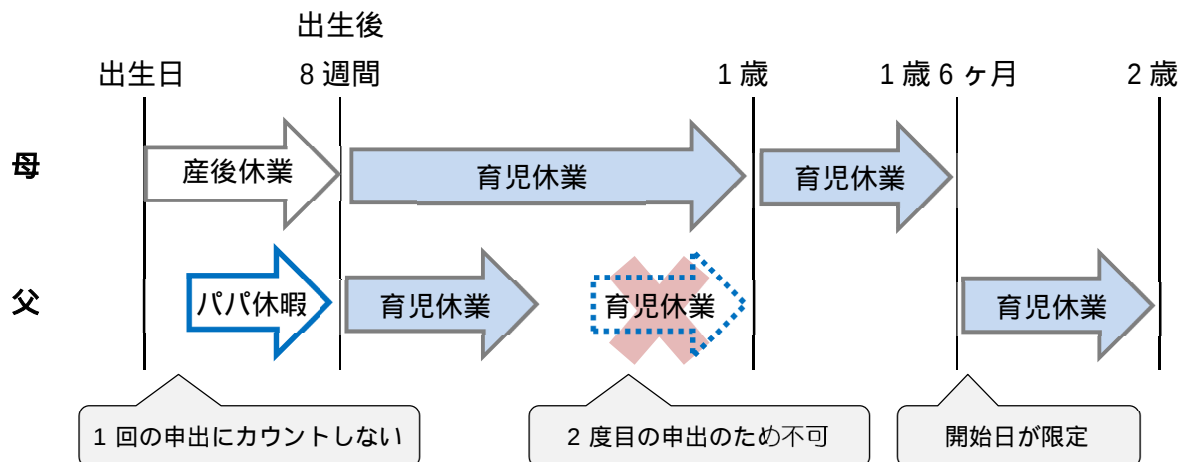
(図表1)

法律	改正内容		施行時期
育児・介護休業法の改正	育児休業等の 周知等に関する見直し	妊娠・出産の申出をした労働者に対して、育児休業等の取得の意向を確認するための面談等の措置（取得意向の確認）を講じることが事業主に義務付けられる	令和4年4月1日
		育児休業を取得しやすい職場環境を整備し、育児休業の申出が円滑に行われるようにする（育児休業についての研修の実施や相談窓口の設置など）	
	育児休業の見直し	有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和（雇用期間が1年未満であっても取得可能。ただし労使協定等により対象外とされている場合を除く）	
		育児休業の分割取得(2回まで) 3回目は特別な事情がある場合のみ	
		子が1歳到達後の育児休業の見直し（特別な事情がある場合の再度の申出） （休業開始日の柔軟化）	
	出生時育児休業の創設（パパ休暇は廃止） 子の出生後8週間以内に4週間まで休業を取得できる制度 子の出生後8週間は、女性は産後休業を取得している時期なので基本的に男性が取得する休業		
	1000人超の企業に育児休業の取得状況の公表の義務付け		令和5年4月1日
雇用保険法の改正	育児休業給付金のみなし被保険者期間の特例 みなし被保険者期間の起算点を育児休業開始日ではなく、産前休業開始日とすることで、入社後の雇用期間が1年程度と短いなどの場合に受給要件を満たすことができる。	公布日から 3か月を 超えない範囲内で 政令で定める日	
	育児休業給付の改正 出生時育児休業給付金の創設	公布日から 1年6か月を 超えない範囲内で 政令で定める日	

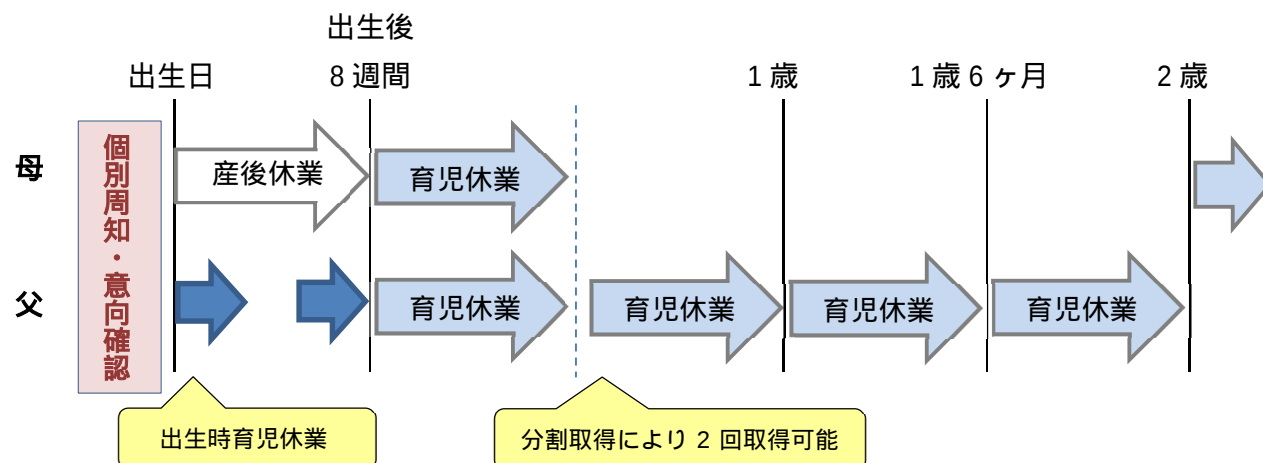
(図表 2) 改正の全体像 (育児休業取得のイメージ)

注：1 歳以降の育児休業は保育園に入所できない場合など、特別の事情がある場合のみ

【 現 行 】



【 改正後 】



2 . 求められる企業の対応

(1) 「個別周知・取得意向確認」および「雇用環境整備」への対応

企業規模を問わず、施行日である来年の 4 月 1 日以降は、労働者に対してこれらを実施しなければなりません。

(2) 就業規則等の改定

今回の改定により、育児休業等の制度が大きく変わるため、就業規則や育児・介護規程等の改定が必要となります。

(3) 社内書式の見直し (育児休業申出書・育児休業取扱通知書・休業申出撤回届など)

出生時育児休業や育児休業の分割取得等が可能となることに伴い、男性からの育児休業の申出が増えることが考えられます。業務に支障を来すことのない職場体制を整えることが重要です。また研修等を通じて、育児休業取得に関する職場理解を深め、育児休業申出をしやすい環境をつくることも必要となってくるでしょう。

参考：日本法令ビジネスガイド 8 月号

(担当：総務部)



・所在不明株主からの株式買取りが 1 年に短縮

「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」の改正案が成立しました。これにより、今まで事業承継や M & A の障壁となっていた、所在不明株主からの株式買取り手続きに必要な期間が 5 年から 1 年に短縮されます。

1．所在不明株主の株式売却制度とは

所在不明株主とは、発行者から発送される通知が株主に 5 年間に達せず、かつ、配当金も 5 年間受領がない株主のことで、この 5 年が経過すれば、当該株式について公告等一定の手続きを経て、売却等ができる制度を「株式売却制度」といいます。（会社法第 197 条）

中小企業においては、株主に複数回相続が発生することで不明となるケースが多いようです。これによる株主管理コストの軽減のため、会社法にて上記のとおり認められていましたが、5 年という期間の長さがボトルネックになっていると指摘されてきました。

2．株式売却の流れ

取締役会の決議	株式の処理方法を決議
公告及び催告	株主に対し、売却に異議があれば一定の期間内（3 ヶ月以上）に異議申述をすべき旨の公告と、所在不明株主に対して個別催告を行う
売却手続き	申述期間が経過し、異議が無ければ売却

ただし、5 年から 1 年に短縮するためには、次の「経済産業大臣の認定」を受ける必要があります。

3．認定の要件

下記 a 及び b に該当する者として認定を受ける必要があります。



- | |
|---|
| a．中小企業者（株式会社に限る）の代表者が、年齢・健康状態、その他の事情により、継続的かつ安定的に経営を行うことが困難であるため、当該中小企業者の事業活動の継続に支障が生じていること |
| b．一部の株主の所在が不明であることにより、その経営を当該代表者以外の者に円滑に承継させることが困難であること |

高齢の経営者が事業の承継や売却を検討してから、株主の返答を 5 年も待たなければならぬとすると、今までの技術やノウハウが低下してしまう恐れがあること、また株主の所在不明が原因で M & A の交渉に苦労したり、断念するケースも少なくないことから今回の改正となりました。

参考：経済産業省 HP（<https://www.meti.go.jp/press/2020/02/20210205001/20210205001.html>）
（担当：総務部）



・私の履歴書（その９）～事務所改革その～ 所長 佐藤 英人

平成の時代が始まり、バブルとその崩壊を見るなかで、事務所の将来像を考えました。社員に「ついて来てくれ」と言った以上、永続的に成長を続ける事務所にするにはどうしたらいいのか？それには顧問先から頼まれたことには全て対応できる体制の構築しかない。さらに都会の事務所より質が劣っていると言われない専門性も備えなければならない。これは一人ではできないことではない…。



1．百貨店経営か専門店か？

都市部では業種特化で成長している会計事務所が脚光を浴びていました。医業・不動産・相続などです。私も医業コンサルタントの資格を取得し、新しく始まった一人医療法人の設立指導や、相続対策、大型店やゴルフ場の地上げの支援を手掛けてはいましたが、地方ではそういったニーズは年に数件しかなく、都会と違い専門特化しても事務所経営はできないことを痛切に感じました。

小売店に例えると、百貨店か専門店か、あるいはコンビニか、という業態の違いです。長野県の東信地区で既に20人近い社員がいるという状況では、専門特化だけで経営はできず、百貨店経営しかないと思いました。つまり、関与先が会計事務所に求めるニーズには、脱税と粉飾以外には全て応えつつ、かつ専門店レベルの水準で対応するという道です。

しかし、百貨店経営を選択し、さらに専門店と同じ程度の水準を保つには、それぞれの専担者が必要となります。すると少数精鋭ではできず、それなりの人数が必要です。また人材がすぐ育つわけではないので教育期間を設ける必要もあります。

当時、都会では数百人規模の会計事務所ができ始めていましたが、私はこの地域の経済力を考慮し、目が届くワンフロアでの30人体制を目標とし、かつ限界としました。この人数を揃えられれば、会計・税務以外で顧問先の総務のニーズに対応できる多様な人材を揃えられ、顧問先のニーズに応えられる。それ以下では中途半端に終わり、標準以下の事務所になってしまうので、そこまでは人材を増やそうと考えていました。



2．部体制から課体制へ

T K Cの自計化システムF X 2の販売に成功し、成功表彰でアメリカのマイクロソフトと東芝製ノート型P Cの組み立て工場の視察に招待されました。マイクロソフトでは翌年にWindowsを販売開始するという説明を受けました。ノート型P CにWindowsという定番のまさに始まりでした。

他の会計事務所の視察も受け入れるようになっていたのですが、同年でかつ2世の伊坪税理士と親しくなり、相互の事務所に幹部を連れて見学に行きました。当時、当事務所は監査部と計算部の2部制でしたが伊坪会計では数人の課体制をとっていました。関与先の自計化を始め、単なる記帳代行を極力減らし、計算部を解体しなければならない以上、今までの2部体制を改め、伊坪会計のような課体制に移行すべき、と強く思いました。

具体的な目的は、課長、巡回監査担当2人、ベテラン内勤者及びパート各1人の計5人で一組とし、これを5課分設けて25人と、議事録や許認可等の業務を行う総務部5人で目標としてい

た 30 人体制となります。(現在では、コンサル部門と社労士、人材派遣担当も加わり、全体で 40 人ほどの事務所となりました。)

3 . 事務所建設へ

さて、目標の事務所の姿を決めた以上、この人数を収容する場所が必要です。幸いにも事務所があった道路向いの約 200 坪の地主の方と親しくなり、移転場所を世話してくれれば売ってくれるとの話になり、小諸の土地をいくつか見て回りました。すると、どうしても懐古園の裏手に当たる場所が気に入ったとのこと。目当てがあった土地は、頼みに行ったのですが売らないと言われてしまいました。私に全面的に相続と後処理を依頼された方が所有する土地で、しかも小作が二人いる農地が良いとのことで、小作の解除と相続の取りまとめに 1 年近くかけた大変な地上げの末、その代替地を購入し、現事務所の敷地を売ってもらうことができました。しかも長野県はバブル崩壊しても、長野オリンピックや小諸にはミニ新幹線駅ができる計画等が影響し、地価が上がったままでしたので大きな出費ではありました。

次に事務所の建設ですが、幸いにも建築価格は一番安い時代でした。入札で決めたのですが、土地とサーバー等の IT 投資まで入れると 3.3 億円となり、金融借入金はその当時の事務所の年収の 2 倍近くになってしまいました。金融債務は年売上げと同額までが安全で、上限は 1.5 倍くらい、2 倍超えは危険領域と指導していましたので、大きな冒険ではありました。

ただ勝算があったのは、一つは私が当時 45 歳で、65 歳までの 20 年間の長期返済にできたことです。そのため関与先にも「大型設備投資をするなら、45 歳を一つの基準に考えては？」と助言しています。また借金完済前の病気や事故を考え、借金と同額の掛捨て保険に加入し、万一の時に家族には借金を残さないよう対策はしました。

また、どの業種もそうですが、一人当たりの付加価値(粗利)は平均 1 千万円です。大企業は 1,200 万円で、中小企業が 800 万円程度です。すると目標とする事務所は 30 人×1 千万円で 3 億円が年付加価値額となります。会計事務所は、仕入れが IT 関連投資で 1 割程度も見込めばいいので、30 人の事務所にできれば、売上対借入比率も安全圏内に収まります。つまり未来に懸けました。事務所建設計画書を作り金融機関へ提出し、融資の内諾を得ました。

事務所の設計は友人の「甘利享一建築設計舎」に依頼し、私は大型ディスプレイが載る机を 30 人分配置できるワンフロアとしてほしいことと、父の会長室のみを要望し、あとは所内 LAN 委員会、厚生委員会、備品委員会に社員全員を割り振って要望をまとめさせ、設計士と打ち合わせをしてもらいました。

甘利設計は現代版「蔵」というイメージで設計したとのこと。

のちに佐久地域と小諸の 2 つの景観賞を受賞しました。こうして新事務所建設を目標にしてから約 5 年、やっと現事務所が平成 8 年 12 月に完成しました。



～ その 10 に続く ～





事務所カレンダー



この予定は変更する場合もございます

8月	3日(火)	会議・研修日
	12日(木)	通常営業(AM)・大掃除(PM)
	13日(金)～16日(月) お盆休み	
	21日(土)	営業日
9月	1日(水)	会議・研修日
	25日(土)	営業日
10月	1日(金)	会議・研修日

毎日の朝礼	8:45～9:00
会議・研修日	・会議：午前9:30～11:00頃まで ・研修：午後1:00～4:30頃まで

朝礼中、会議中、研修中は原則として電話をお取次ぎ出来ませんが、

終了後直ちにご連絡させていただきますのでご了承ください。なお、緊急の場合はお知らせください。



編集後記



東京オリンピックが開幕しました。この編集後記の執筆時点では女子ソフトボールが13年ぶりの連覇を果たしています。この大会から種目となったスケートボードでは西矢椋選手が13歳という史上最年少の金メダリストに輝きました。

古い話ですが、フィギュアスケートの浅田真央選手はISUの定めた「五輪前年の6月30日までに15歳」という年齢制限に87日足りず、2006年トリノオリンピックの代表資格を得られませんでした。競技によってこんなにも違うものかと衝撃を受けました。いずれにしても若い選手の活躍というのはとても嬉しいことで、社会に大きな活力を与えてくれ、否定する人はいないと思います。一方で、若い年代での成功がその人のその後の人生に必ずしもいい結果を残すとは限らないという事例を、私たちはいくつか見てきた気がします。

事務所ニュース6月号でも取り上げましたが、令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられます。「成年」で構成される社会に今まで参加できなかった、若者の中から多くの活躍できる人材が出てきてくれることに期待したいと思います。一方で、既に「成年」になっている「オトナ(年齢引き下げを決めた側)」は早熟の若者が「道」を踏み外さないよう見守る責任があると、活躍する若いオリンピックを見て、つくづく考えてしまいます。

